

## 高齢障害者の方の利用者負担軽減制度について

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）を利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した特定の障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の利用者負担が償還されます。

### 対象となる方

次の①～④をすべて満たす方	
①	65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用すること。
②	利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日に属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様。）
③	障害支援区分（障害程度区分）が区分2以上であったこと。
④	65歳に達するまで介護保険法による保険給付をうけていないこと。

### 注意事項

上記以外の場合でも対象になる場合があります。

※対象になるかご不明な場合はご相談ください。